

## 9 附屬施設關係規則

# 1 神戸大学留学生センター規則

(平成16年4月1日 制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第10条第3項の規定に基づき神戸大学留学生センター(以下「センター」という。)の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目 的)

第2条 センターは、神戸大学(以下「本学」という。)における外国人留学生及び海外留学を希望する学生(以下この条において「外国人留学生等」という。)に対し、必要な教育及び指導助言を行い、外国人留学生等に対する教育指導の充実発展及び留学生交流の推進に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生交流の推進に関し必要なこと。
- (2) 外国人留学生に対し、日本語及び日本事情に関する教育を行うこと。
- (3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)に定める日本語等授業科目の教育に関すること。
- (4) 外国人留学生の所属する学部又は研究科(以下「学部等」という。)の協力を得て、外国人留学生に対し、修学上及び生活上の指導助言を行うこと。
- (5) 海外留学を希望する学生に対し、修学上及び生活上の指導助言を行うこと。
- (6) 留学生教育に関する調査研究を行うこと。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(職 員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教授及び准教授
- (4) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターの専任教員をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(教授会)

第7条 センターに、教授会として神戸大学留学生センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長等の選考)

第8条 センター長の選考は、部局長会議の議に基づき、副センター長及びセンターの専任教員の選考は、運営委員会の議に基づき、学長が行う。

(部門)

第9条 センターに、センターの業務を遂行するため、次に掲げる部門を置く。

- (1) 留学生交流推進部門
- (2) 日本語等教育部門
- (3) 相談指導部門

2 各部門に関し必要な事項は、別に定める。

(日本語研修コース)

第10条 センターに、外国人留学生に対する日本語教育を行うため、日本語研修コースを置く。

2 日本語研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(日本語・日本文化研修コース)

第11条 センターに、外国人留学生に対する日本語能力及び日本事情・日本文化の理解を向上させるための教育を行うため、日本語・日本文化研修コースを置く。

2 日本語・日本文化研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 センターの事務は、国際部留学生課において行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年7月29日から施行する。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 2 神戸大学学術情報基盤センター利用規程

(平成16年4月1日 制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学学術情報基盤センター規則(平成16年4月1日制定)第9条の規定に基づき、神戸大学学術情報基盤センターの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、神戸大学(以下「本学」という。)における研究、教育及び事務処理上必要と認められるものに限るものとする。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前2号に掲げる者のほか学術情報基盤センター長(以下「センター長」という。)が特に適当と認めたる者

(利用の申請)

第4条 電子計算機システムを利用しようとする者は、別表に定める区分ごとの利用申請書(以下「申請書」という。)をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請に係る電子計算機システムの利用を適用と認めるときは、利用を承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認された電子計算機システムの利用に係る有効期間は、当該会計年度内とする。

4 利用者は、申請書の記載事項について変更が生じた場合は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、この規程及び別に定める内規等に基づき電子計算機システムを利用しなければならない。

(報告書の提出)

第6条 センター長は、利用者に対し、電子計算機システムの利用に係る事項について、必要と認めるときは、報告を求めることができる。

(経費の負担)

第7条 利用者は、センターの利用に係る経費の一部を別表のとおり負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要と認めるときは、利用に係る経費の負担を免除することができる。

(利用の承認の取消し等)

第8条 利用者が、この規程若しくはこの規程に基づく定め違反し、又はセンターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取り消し又は一定期間センターの利用を停止させることができる。

(書類の様式)

第9条 この規程の実施に必要な書類の様式は、センター長が定める。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月4日から施行する。